

令和 2 年第 6 回

長万部町議会臨時会会議録

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 開会

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 2 年 1 1 月 2 7 日（金曜日）第 1 号

○招集年月日	1 頁
○招集の場所	1 頁
○開 議 日 時	1 頁
○応 招 議 員	1 頁
○不応招議員	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	1 頁
○議 事 日 程	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	3 頁
○諸般の報告	3 頁
○会議録署名議員の指名	3 頁
○会期の決定	3 頁
○承認第 1 号 専決処分の承認について （令和 2 年度長万部町一般会計補正予算（第 1 1 号））	3 頁
○議案第 1 号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	4 頁
○議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5 頁
○議案第 3 号 長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	6 頁
○議案第 4 号 長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例	7 頁
○議案第 5 号 令和 2 年度長万部町一般会計補正予算（第 1 2 号）	7 頁
○議案第 6 号 令和 2 年度長万部町水道事業会計補正予算（第 2 号）	8 頁
○閉 会 宣 告	9 頁

令和2年第6回長万部町議会臨時会（第1日目）

◎招集年月日 令和 2年11月27日（金）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開 議 日 時 令和 2年11月27日（金） 午前10時00分

◎応 招 議 員（10名）

1 番	村 川	毅	6 番	橋 本	收 司
2 番	辻	紀 樹	7 番	高 森	功 治
3 番	高 橋	克 英	8 番	北 川	佳 嗣
4 番	大 谷	敏 弥	9 番	柏 倉	恵里子
5 番	長 崎	厚	10 番	辻	義 雄

◎不応招議員 なし

◎出 席 議 員 応招議員に同じ

◎欠 席 議 員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	木 幡 正 志	産 業 振 興 課 長	小 川 洋
副 町	長	佐 藤 英 代	水 道 ガ ス 課 長	中 里 博 也
総 務 課	長	本 前 武 広		

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	豊 嶋 慎 一
議 会 事 務 局 主 幹	増 田 理 恵
議 事 係	工 藤 大 智

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3 承認第 1 号	専決処分の承認について (令和 2 年度長万部町一般会計補正予算 (第 1 1 号))
日程第 4 議案第 1 号	町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第 2 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第 3 号	長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第 4 号	長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第 5 号	令和 2 年度長万部町一般会計補正予算 (第 1 2 号)
日程第 9 議案第 6 号	令和 2 年度長万部町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

○議長（辻義雄） ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第6回長万部町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。

監査委員から9月分の出納検査報告書が、また、渡島廃棄物処理広域連合議会議員からは会議結果報告書が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、その他執行機関および委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辻義雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番高橋議員、5番長崎議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（辻義雄） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎承認第1号 専決処分の承認について

（令和2年度長万部町一般会計補正予算（第11号））

○議長（辻義雄） 日程第3、承認第1号専決処分の承認について（令和2年度長万部町一般会計補正予算（第11号））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、承認第1号専決処分の承認について、その内

容をご説明いたします。

この専決処分は、令和２年度長万部町一般会計補正予算（第１１号）であります。地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和２年１０月２８日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ３０万円を追加し、補正後の予算総額を６４億９,９８４万８,０００円とするものであります。

専決処分いたしました予算内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により歳出からご説明いたします、

総務費は３０万円の追加であります。防災防犯諸費、負担金・補助及び交付金３０万円の追加は避難所等整備事業補助で、町の避難所に指定している知来会館について、施設の老朽化に伴い雨漏りが発生しており、降雪期を目前に控え早急に修理する必要があることから、工事に要する費用の一部として、知来部落会に対する補助金を計上したものであります。補助率は３分の２以内であります。

次に、歳入についてご説明いたします。１８繰入金、財政調整基金繰入金は３０万円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取崩後の当基金残高見込額は６億９,２７４万３,０００円となります。

以上がただいま上程されました、令和２年度長万部町一般会計補正予算（第１１号）の内容であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。４頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議案第１号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第４、議案第１号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第１号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和２年人事院勧告に伴い期末手当の支給割合を改めるものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

１頁をご覧ください。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、令和2年度に係るものであります。第3条は手当で、第3項中「100分の225」を「100分の220」に改め、期末手当の支給割合を100分の5引き下げるものであります。

2頁をご覧ください。第2条関係は、令和3年度に係るものであります。第3条は手当で、「100分の220」を「100分の222.5」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和3年4月1日から施行する、というものであります。

以上がただいま上程されました、議案第1号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第5、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和2年人事院勧告に伴い期末手当の支給割合を改めるものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、令和2年度に係るものであります。第15条は期末手当で、第2項及び第3項中「100の130」を「100分の125」に改め、期末手当の支給割合を100分の5引き下げるものであります。

2頁をご覧ください。第2条関係は、令和3年度に係るものであります。第15条は期末手当で、第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、6月期と12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則としてこの条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定については令和3年4月1日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

いての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号 長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 6、議案第 3 号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第 3 号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は令和 2 年人事院勧告に伴い期末手当の支給割合を改めるものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1 頁をご覧ください。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第 1 条は令和 2 年度に係るものであります。第 8 条は期末手当で、第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に改め、期末手当の支給割合を 100 分の 5 引き下げるものであります。

2 頁をご覧ください。第 2 条関係の新旧対照表で、令和 3 年度に係るものであります。

第 8 条は期末手当で、第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改め、6 月期と 12 月期の支給割合を平準化するものであります。

附則としてこの条例は公布の日から施行する。ただし第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 3 号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号 長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第７、議案第４号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第４号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和２年人事院勧告に伴い、期末手当の支給割合が引き下げられる特別職との均衡を考慮し、議員期末手当の支給割合を改めるものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

１頁をご覧ください。表の左欄が改正後で右欄が改正前で下線部分が変更する内容であります。

第１条関係は、令和２年度に係るものであります。第１条は期末手当で、第２項中「１００分の２２５」を「１００分の２２０」に改め、期末手当の支給割合を１００分の５引き下げるものであります。

２頁をご覧ください。第２条関係は、令和３年度に係るものであります。第１条は期末手当で、第２項中「１００分の２２０」を「１００分の２２２.５」に改め、６月期及び１２月期の支給割合を平準化するものであります。

附則としてこの条例は、公布の日から施行する。ただし第２条の規定は令和３年４月１日から施行するとするというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第４号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号 令和２年度長万部町一般会計補正予算（第１２号）

○議長（辻義雄） 日程第8、議案第5号令和2年度長万部町一般会計補正予算（第12号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第5号令和2年度長万部町一般会計補正予算（第12号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ958万4,000円を追加し、補正後の予算総額を65億943万2,000円とするものであります。内容は補正予算書に添付しております概要により歳出からご説明いたします。

農林水産業費は958万4,000円の追加であります。農地費、工事請負費958万4,000円の追加は蕨岱営農用水施設改修工事で、蕨岱地区の営農用水について、滅菌機室の内部配管が腐食し、漏水など施設の老朽化が著しいことから、営農用水の安定的な供給を図るため早急に配管の改修工事を実施するものであります。

次に歳入についてご説明いたします。18繰入金、財政調整基金繰入金は958万4,000円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取崩後の当基金残高見込額は6億8,315万9,000円となります。

以上がただいま上程されました、令和2年度長万部町一般会計補正予算（第12号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 令和2年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（辻義雄） 日程第9、議案第6号令和2年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第6号令和2年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の内容についてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出の補正でございます。

はじめに予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費に871万2,000円を追加し、補正後の支出予定額を1億6,525万7,000円に改めるものでございます。

内訳では、町からの受託工事費で工事請負費 871 万 2,000 円の追加でございます。これは一般会計補正予算上程の際にも説明がありましたが、蕨岱宮農用水供給施設の滅菌室改修工事に伴う費用でございまして、消毒設備の更新及び老朽化している鋼管の漏水管を撤去し、新たにポリエチレン管を敷設するものでございます。

次に収入でございますが、水道事業収益に 958 万 4,000 円を追加し、補正後の収入予定額を 1 億 7,570 万円に改めるものでございます。

内訳では受託工事収益の給水工事収益 958 万 4,000 円の追加でございます。

以上が令和 2 年度長万部町水道事業会計補正予算（第 2 号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。収益的収入及び支出を行います。3 頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（辻義雄） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。これにて令和 2 年第 6 回長万部町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

10 時 20 分 閉会
